

# 定 款

一般社団法人 大阪金属プレス工業会  
Osaka Metal Stamping Association (略称 OMSA)

〒543-0001

大阪市天王寺区上本町5丁目5番15号 東海ビル上本町202号室

TEL 06-6762-8629 FAX 06-6762-7633

一般社団法人 大阪金属プレス工業会  
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本会」という）は、一般社団法人大阪金属プレス工業会（Osaka Metal Stamping Association 略称 OMSA）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市天王寺区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、金属プレス工業の高度化と製品の品質向上に関する施策を推進することにより、機械器具・生活用品等の性能、品質の維持向上など総合的な発展をはかり、もって、ものづくり産業の振興を通じて、地域産業ひいてはわが国経済の繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金属プレス加工業の企業経営・技術の基盤強化に関する事業
- (2) 金属プレス工業の労働安全衛生対策に関する事業
- (3) 金属プレス工業の高度化及び生産技術向上に関する調査・研究
- (4) 金属プレス加工の安全化・効率化に関する施策の推進
- (5) 金属プレス加工に関する各種情報の収集及び提供
- (6) 金属プレス加工に関する教育訓練及び Web ラーニングの推進
- (7) 金属プレス加工及び金型製作に関する技能検定（国家試験）業務
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

## 第2章 構 成 員

### (法人の構成員)

第5条 本会の構成員は、次の3種でもって構成する。

- (1)社 員 金属プレス加工及びそれに関連する設計及び外部委託を含む製造業者
- (2)賛助会員 社員以外の者で本会の主旨に賛同する個人、又は法人及びその団体
- (3)特別会員 完成品メーカーで金属プレス加工、及びその関連部品を外注している大企業

### (会員の資格の取得)

第6条 本会の構成員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

### (経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、構成員になったとき、構成員は、総会において定めた入会金及び会費を支払う義務を負う。

### (任意退会)

第8条 本会の構成員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除 名)

第9条 構成員に、本会の名誉を毀損し又はこの定款に違反するような行為があったときは、総会の決議により除名することができる。

### (資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会構成員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)死亡若しくは解散又はこれに類する事実の生じたとき
- (2)会費を1年以上納入しなかったとき
- (3)総社員の同意があったとき

### 第3章 役員及び顧問

#### (種 別)

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 13名以上22名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以上4名以下を業務執行理事とし、それぞれ理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、社員の中から総会において選任する。但し、特に必要があると認められる場合は理事にあつては2名以内、監事にあつては1名を社員以外の構成員から総会の決議によって選任することができる。

#### (理事の職務及び権限)

第12条 理事は、理事会を構成し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法令とする）及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行し、代表理事が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。

#### (監事の職務及び権限)

第13条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (任 期)

第14条 理事・監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第15条 代表理事・業務執行理事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 代表理事・業務執行理事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第16条 本会は、顧問をおくことができる。

(1) 顧問は本会に功労のあった者又は学識経験者の中から理事会が推薦し、代表理事が委嘱する。

(2) 顧問は代表理事の諮問に応じ、又は会議に出席して本会の運営に関し意見を述べることができる。

## 第4章 総会

(構成)

第17条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前条の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の社員総会とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散、及び残余財産の処分

(6) その他、総会で決議するものとして法令、又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の五分の一以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第21条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、業務執行理事が総会の議長となる。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、社員1名につき各1個とする。

(決 議)

第23条 総会の決議は、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 構成員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した社員のうちから総会において選任された、議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第25条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任

### (招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

### (議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、業務執行理事が理事会の議長となる。

### (決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法令の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 委員会

### (委員会)

- 第31条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
  - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 財産及び会計

### (事業年度)

- 第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

- 第33条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

### (事業報告及び収支決算)

- 第34条 本会の事業報告書及び収支決算書については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の種類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

(収支差額の処分)

第35条 収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとし、余剰金の配当はしないものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、法令に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

## 第9章 公告の方法

(公 告)

第39条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第10章 事務局

(事務局及び職員)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

付 則

- 1 この定款に定めのない項目については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき適用される。
- 2 本会の最初の代表理事は夏山享啓とする。
- 3 本会内においては、代表理事を会長と、業務執行理事を副会長と呼称することがある。
- 4 この定款は、平成25年7月30日から施行する。
- 5 定款改訂 令和4年5月23日 第5条(1) 社員  
金属プレス加工を行う金属製品製造業者を  
金属プレス加工及びそれに関連する設計及び外部委託を含む製造業者へ変更